

令和3年度 新発田市移住支援事業《移住支援金》 募集要項

【令和3年3月2日までに転入した方】



【目次】

1. 事業の概要
- 2-1. 交付対象者について(移住等に関する要件)
- 2-2. 交付対象者について(就業または起業に関する要件)
3. 移住支援金の交付金額
4. 交付申請について
5. 交付までの流れについて
6. 交付決定通知の再交付について
7. 報告及び立ち入り調査について
8. 交付金の返還請求について
9. マッチングサイトおよび起業支援金について

問合せ先、申請受付窓口

新発田市役所 みらい創造課 ライフデザイン係

新発田市中心3丁目3番3号 電話(0254)28-9531

1. 事業の概要

この事業は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に貢献するため、新潟県と共同して行う新発田市移住・就業支援事業において、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県（以下東京圏という）から本市に移住し、就業又は起業した者に対し、予算の範囲内において移住支援金を交付するものです。

2-1. 交付対象者について(移住等に関する要件)

(1) 移住元に関する要件について該当する方

※①、②いずれにも該当

- ① 新発田市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区に在住又は東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(2) 移住先に関する要件について次のいずれにも該当する方

- ① 新発田市に住民票を移し転入したこと。
- ② 移住支援金の交付申請日において、本市に転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 移住支援金の交付申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。

(3) その他要件についていずれにも該当する方

- ① 暴力団もしくは暴力団員、その他の反社会的勢力又は反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- ② 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 新潟県知事又は市長が移住支援金の交付対象者として不相当と認めた者でないこと。

※条件不利地域一覧

東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村
三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町
小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市
東庄市、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

2-2. 交付対象者について(就業または起業に関する要件)

就業される場合は(1)、起業される場合は(2)の要件についてご確認ください。

(1) 就業に関する要件について次のいずれにも該当すること

- ① 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- ② 就業先が、新潟県のマッチングサイト(以下「マッチングサイト」という。)に求人情報を掲

載した法人(以下「移住支援金対象法人」という。)であること。

- ③ 就業者の3親等以内の親族が代表者、取締役その他の経営を担う職務に就いている法人への就業でないこと。
- ④ 移住支援金対象法人に、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、移住支援金の交付申請日において連続して3か月以上在職していること。
- ⑤ ②に規定する求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以後であること。
- ⑥ 移住支援金対象法人に、移住支給金の交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ⑦ 新規雇用であって、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。

(2) 起業に関する要件として公益財団法人 にいがた産業創造機構(NICO)の実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を1年以内に受けていること。

3. 移住支援金の交付金額

移住支援金の交付金額は以下のとおりとなります。

単身世帯	60万円
2人以上の世帯(複数人世帯)	100万円

※複数人世帯として移住支援金の交付を受ける場合、世帯員全員が次のいずれにも該当する世帯が対象となります。

- ① 移住元において、移住支援金交付申請者と同一世帯に属していたこと。
- ② 移住支援金の交付申請日において、移住支援金交付申請者と同一世帯に属していること。
- ③ 新発田市に住民票を移して転入したこと。
- ④ 移住支援金の交付申請日において新発田市に転入後3か月以上1年以内であること。
- ⑤ 暴力団若しくは暴力団員その他の反社会的勢力又は反社会勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4. 交付申請について

上記条件を満たし、移住支援金の交付申請を行う場合、以下の申請時に必要な書類を揃え申請受付窓口(ヨリネスしばた5階 みらい創造課 ライフデザイン係)へ直接提出してください。

※令和3年度の受付期限は令和4年2月28日(月)までとなります。

申請書は受付窓口を設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

なお、申請者本人が直接提出できない場合は、代理人による申請手続きも可能です。その場合は、委任状を添付してください。

委任状は、ホームページに掲載されている様式をご利用ください。なお、次の事項が記載されていれば、別様式でもかまいません。

(委任状記載事項)

- ① 委任する相手の住所・氏名

- ② 委任する内容
- ③ 委任した日付
- ④ 申請者本人の住所・氏名(自署による)、押印

交付申請時に必要な書類

【必ず必要なもの】

- ①新発田市移住支援金交付申請兼実績報告書(第1号様式)
- ②写真付き身分証明書の写し
- ③移住元の住民票除票の写し
(複数人世帯として移住支援金を申請する場合は世帯全員分のもの)
- ④就業の場合:就業先法人の就業証明書(第2号様式)
起業の場合:企業支援金の交付決定通知書の写し

【場合により必要となるもの】

- 〈雇用されるものとして東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合〉
- ⑤東京23区で勤務していた企業等の就業証明書
(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)
※就業証明書を発行してもらえない場合は法定の退職証明書及び離職票でも可
- 〈個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合〉
- ⑥開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)
 - ⑦個人事業主等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

※①、⑤の書類は受付窓口を設置しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

5. 交付までの流れについて

移住支援金交付の流れは以下のとおりとなります。

- (1) 交付申請(兼実績報告) :申請者が市へ申請書類を提出します。
- (2) 交付決定通知(兼確定通知) :書類審査後、市から申請者へ審査結果を通知します。
- (3) 請求書提出 :申請者から市へ移住支援金の請求書を提出します。
- (4) 移住支援金交付 :提出された請求書をもとに、市から申請者が指定する金融機関へ補助金が振り込まれます。

6. 交付決定通知の再交付について

移住支援金の交付決定を受けた移住支援金交付申請者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、新発田市移住支援金交付決定通知書再交付申請書(第4号様式)を提出する必要があります。

7. 報告及び立ち入り調査について

新潟県知事及び市長は、移住支援金の交付を受けた者に対して必要があると認めた場合は報告及び立ち入り調査を求めることができます。

また、正当な理由なく上記の求めを拒んだ場合、市長は交付金の返還を要求することができます。

8. 交付金の返還請求について

移住支援金の交付を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合、交付決定の全部または一部を取り消し、移住支援金の全額または半額の返還を請求する場合があります。

虚偽の申請を行っていた場合	全額
移住支援金の申請日から起算して3年未満に新発田市から転出した場合	
移住支援金の申請日から起算して1年以内に移住支援金の交付要件を満たす職を辞した場合	
起業支援金の交付決定を取り消された場合	
移住支援金の申請日から起算して3年以上5年以内に新発田市から転出した場合	半額

9. マatchingサイトおよび起業支援金について

【Matchingサイトについて】

移住支援金対象法人の求人情報を掲載したMatchingサイトについては新潟県の運営する下記のwebサイトをご確認ください。

「企業情報ナビ」(にいがた job café) 【URL】 <https://www.niigata-kigyo-navi.jp>

【起業支援金について】

起業支援金については下記 web サイトをご確認ください。

「公益財団法人 にいがた産業創造機構(NICO)」【URL】 <https://www.nico.or.jp>